

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の一部改正

新旧対照表



要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定	平成12年2月28日
改正	平成14年3月29日
	平成15年11月27日
	平成17年7月15日
	平成18年11月1日
	平成19年4月1日
	平成19年10月1日
	平成21年4月1日
	平成22年4月1日
	平成23年4月1日
	平成24年4月1日
	平成25年4月1日
	平成26年4月1日
	平成27年4月1日
	平成28年4月1日
	平成28年7月1日
	平成29年4月1日
	平成29年10月1日
	平成30年1月25日
	令和2年4月1日
	令和3年3月23日
	令和3年4月1日
	令和3年7月1日
	令和4年4月1日
	令和5年4月1日
	令和6年4月1日
	令和6年11月7日
	令和7年4月1日

(目次)  
(略)

# 対 照 表

改 正 後

## 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定 平成12年 2 月28日  
改正 平成14年 3 月29日  
平成15年11月27日  
平成17年 7 月15日  
平成18年11月 1 日  
平成19年 4 月 1 日  
平成19年10月 1 日  
平成21年 4 月 1 日  
平成22年 4 月 1 日  
平成23年 4 月 1 日  
平成24年 4 月 1 日  
平成25年 4 月 1 日  
平成26年 4 月 1 日  
平成27年 4 月 1 日  
平成28年 4 月 1 日  
平成28年 7 月 1 日  
平成29年 4 月 1 日  
平成29年10月 1 日  
平成30年 1 月25日  
令和 2 年 4 月 1 日  
令和 3 年 3 月23日  
令和 3 年 4 月 1 日  
令和 3 年 7 月 1 日  
令和 4 年 4 月 1 日  
令和 5 年 4 月 1 日  
令和 6 年 4 月 1 日  
令和 6 年11月 7 日  
令和 7 年 4 月 1 日  
令和 8 年 3 月 6 日  
適用 令和 8 年 4 月 1 日

(目次)  
(略)

## 改 正 前

## 第1 目的

(略)

## 第2 用語の定義

1～16 (略)

17 優良認定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項、同条第7項、第14条の4第2項、同条第7項の許可の更新に併せて、当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力又は実績を有するものとしての基準に適合することについて知事の認定を受けること。

18～20 (略)

## 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

## 第3-1 収集運搬業の許可申請

第3-1-1 (略)

第3-1-2 許可申請書受付の際の留意事項

ア (略)

イ 申請書の受付に当たっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、氏名又は名称（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認するとともに、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）どおりに記載されていることを確認すること（外字等に留意すること）。

なお、「出資者等」欄においては、発行済株式総数の100分の5未満の株式を有する株主又は出資の額の100分の5未満の額に相当する出資をしている者（以下「出資者等以外の者」という。）がいる場合、氏名又は名称の欄に出資者等以外の者の人数並びに出資者等以外の者の保有する株式の数又は出資の金額及びその割合を記載し、漏れのないことを明らかにすること。

おって、「申請者」欄等においては、氏名（法人にあっては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類又は汚泥に限る。）又は水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。なお、水銀使用製品産業廃棄物である廃蛍光管を収集運搬しようとする事業者に対しては、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの3品目の許可を取得するよう指導すること。その際、予定運搬先処分業者や他県等の収集運搬業の許可証の写しには、金属くずとガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについて水銀使用製品産業廃棄物を含むことが分かれば、廃プラスチック類は水銀使用製品産業廃棄物を含む旨の記載がなくても構わない。

ウ (略)

エ 更新許可申請書は標準処理期間（40日）を考慮し、許可期限日の3か月前から40日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。なお、受付の際には、受付印を押印した副本を申請者に返却すること。

なお、申請書副本は、申請書の受付の際に返却し、審査において修正がある場合は副本を基に指示し、正本同様の修正を行うよう指導すること。

オ (略)

カ 申請者が繰上げ更新（従前の許可期間内の日を始期とする更新許可をいう。以下同じ。）を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

また、標準事務処理期間（40日）を考慮し、希望する始期の3か月前から40日前までに提出させること。

# 対 照 表

改 正 後
<b>第 1 目的</b> (略)
<b>第 2 用語の定義</b> 1～16 (略) 17 優良認定 法第14条第 2 項、同条第 7 項、第14条の 4 第 2 項、同条第 7 項の許可の更新に併せて、当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力又は実績を有するものとしての基準に適合することについて知事の認定を受けること。 18～20 (略)
<b>第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等</b> <b>第 3－1 収集運搬業の許可申請</b> 第 3－1－(1) (略)  第 3－1－(2) 許可申請書受付の際の留意事項 ア (略) イ 申請書の受付に当たっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第 6 条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、氏名又は名称（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認するとともに、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）どおりに記載されていることを確認すること（外字等に留意すること）。 なお、「出資者等」欄においては、発行済株式総数の100分の 5 未満の株式を有する株主又は出資の額の100分の 5 未満の額に相当する出資をしている者（以下「出資者等以外の者」という。）がいる場合、氏名又は名称の欄に出資者等以外の者の人数並びに出資者等以外の者の保有する株式の数又は出資の金額及びその割合を記載し、漏れのないことを明らかにすること。 おって、「申請者」欄等においては、氏名（法人にあつては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。 ウ 取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類又は汚泥に限る。）又は水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。なお、水銀使用製品産業廃棄物である廃蛍光管を収集運搬しようとする事業者に対しては、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの 3 品目の許可を取得するよう指導すること。その際、予定運搬先処分業者や他県等の収集運搬業の許可証の写しには、金属くずとガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについて水銀使用製品産業廃棄物を含むことが分かれば、廃プラスチック類は水銀使用製品産業廃棄物を含む旨の記載がなくても構わない。また、 <u>当分の間、申請書記入欄に「石綿含有廃棄物」の記載があった場合、「石綿含有産業廃棄物」と記載されているものとみなす。</u> エ (略) オ 更新許可申請書は標準処理期間（40日）を考慮し、許可期限日の 3 か月前から40日前までの提出を原則とすること。 更新許可申請書の受付後に、5 年又は 7 年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5 年又は 7 年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。 なお、受付の際には、受付印を押印した副本を申請者に返却すること。審査において <u>申請書の修正を指示する場合は、正本同様の修正を返却した副本にも行うよう指導すること。</u>  カ (略) キ 申請者が繰上げ更新（従前の許可期間内の日を始期とする更新許可をいう。以下同じ。）を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。 また、 <u>標準処理期間</u> （40日）を考慮し、希望する始期の 3 か月前から40日前までに提出させること。

## 改 正 前

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

コ 登記されていないことの証明書に記載されている住所又は本籍については、住民票と同一の表記により取得するよう指導すること。

サ (略)

## 第3-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2-1「(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書提出書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、第三者が証明等を行った書類について、当該書類が何度も発行されるものは原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請とを同時に行う場合など、知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付させること。

原本の提出を求めている書類について、産業廃棄物処分業の許可申請と産業廃棄物収集運搬業の許可申請など、許可事務を行う機関が異なる申請又は届出を同時に行う場合、原本を産業廃棄物処分業の許可申請書又は届出書に添付することで、産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書にはコピーを添付すれば足りることとする。

ただし、下記の事項を記載した書類を産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書に添付させること。

・原本を添付した申請書又は届出書の名称

・原本の添付を省略した書類の名称

## ① 事業計画の概要を記載した書類

ア～カ (略)

キ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、石綿含有廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局)等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

ク～コ (略)

## ② (略)

## ③ 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類

ア 運搬車両については、次の(ア)から(エ)までにより取り扱うこと。

(ア)a・b (略)

c 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について(平成15年2月28日付け中運局公示第277号)」、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について(平成19年2月7日付け中運局公示第117号)」及び「貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の相互使用について(平成9年7月1日付け自貨第79号、自環第166号)」で示されている協定書等を締結した場合。ただし、登録できる車両は、協定書等で明記されている車両であって、陸上から船舶又は船舶から陸上へと輸送方法を変更する場合に限る。

なお、省令様式第6号の2第1面に船舶の使用を明示した事業計画を記載させるとともに、協定書等の写しを添付させること。

d (略)

(イ)・(ウ) (略)

(エ)a・b (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

カ 登記されていないことの証明書に記載される住所又は本籍については、住民票と同一の表記により申請し、取得するよう指導すること。

シ (略)

### 第3-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2-1「(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可申請書提出書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、第三者が証明等を行う書類について、当該書類が複数発行可能なものは原本を添付させるものとする。この書類について、(特別管理)産業廃棄物処分業に係る申請又は届出と(特別管理)産業廃棄物収集運搬業に係る申請又は届出を同時に行う場合、原本が(特別管理)産業廃棄物処分業に係る申請書又は届出書に添付されていれば、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業に係る申請書又は届出書にはコピーを添付することで足りることとする。ただし、下記の事項を記載した書類を収集運搬業に係る申請書又は届出書に添付させること。

・原本を添付した申請書又は届出書の名称

・原本の添付を省略した書類の名称

また、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請とを同時に行う場合など、収集運搬業に係る複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、添付書類を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付させること。なお、申請と届出を同時に行う際に添付書類を省略する場合、申請書に書類を添付するよう指導すること。

#### ① 事業計画の概要を記載した書類

ア～カ (略)

キ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、石綿含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局)等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

ク～コ (略)

カ 運搬車両に脱着装置付コンテナ専用車を使用する場合は、装着するコンテナを運搬容器として省令様式第6号の2第2面のその他の運搬施設の概要欄に記載させること。

#### ② (略)

#### ③ 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類

ア 運搬車両については、次の(ア)から(エ)までにより取り扱うこと。

(ア)a・b (略)

c 「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案の処理方針について(平成15年2月28日付け中運局公示第277号)」及び「貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の相互使用について(平成9年7月1日付け自貨第79号、自環第166号)」で示されている協定書等を締結した場合。ただし、登録できる車両は、協定書等で明記されている車両であって、陸上から船舶又は船舶から陸上へと輸送方法を変更する場合に限る。

なお、省令様式第6号の2第1面に船舶の使用を明示した事業計画を記載させるとともに、協定書等の写しを添付させること。

d (略)

(イ)・(ウ) (略)

(エ)a・b (略)

## 改 正 前

c タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に、消防法別表第六類酸化性液体の品名又は「汚水」の記載がなされていること。

(なお、類似の品名等の記載がある場合は、自動車検査登録事務所に確認の上、汚水と同等であると判断された場合は廃棄物リサイクル課と審査の段階で協議すること。)

イ (略)

④～⑱ (略)

第3-1-(4) (略)

第3-1-(5) (略)

### 第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) (略)

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア～ウ (略)

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあつて登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされている（省令第10条の10第2項及び第10条の23第2項）ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

なお、変更届及び廃止届の副本は、届出書の受付の際に届出者に返却すること。

オ (略)

第3-2-(3) 変更届の添付書類

(略)

ア・イ (略)

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

(ア)～(エ) (略)

エ～カ (略)

第3-2-(4) (略)

### 第3-3 (略)

### 第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書

収集運搬業者が欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に担当健康福祉センターへ届出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

(例1) 破産の場合

破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名

(例2) 刑罰を受けた場合

刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日

なお、正本1部及び副本1部を廃棄物リサイクル課に送付し、副本1部は、担当健康福祉センターにおいて保管すること。

# 対 照 表

## 改 正 後

c タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に、消防法別表第六類酸化性液体の品名又は「汚水」の記載がなされていること。

(なお、類似の品名等の記載がある場合は、自動車検査登録事務所に確認するなどし、廃酸又は廃アルカリを運搬する車両として適するものであるか否かを判断すること。)

イ (略)

④～⑱ (略)

第3-1-(4) (略)

第3-1-(5) (略)

### 第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) (略)

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア～ウ (略)

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内(法人にあつて登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の添付を必要とする場合には30日以内)に行うものとされている(省令第10条の10第2項及び第10条の23第2項)ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

なお、受付の際には、受付印を押印した副本を届出者に返却すること。

オ (略)

第3-2-(3) 変更届の添付書類

(略)

ア・イ (略)

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

(ア)～(エ) (略)

(オ) 複数代表取締役が存在する法人において、退任を伴わず許可上の代表者が変更になる場合、変更日が分かる書類(総会又は取締役会議事録等)の提出を求めること。当該書類がない場合は、申立書により変更日を申告させること。

エ～カ (略)

第3-2-(4) (略)

### 第3-3 (略)

### 第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書

収集運搬業者が欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に担当健康福祉センターへ届出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

(例1) 破産の場合

破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名

(例2) 刑罰を受けた場合

刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日

なお、正本1部を廃棄物リサイクル課に送付し、副本1部は、担当健康福祉センターにおいて保管すること。

改 正 前

様 式	提出部数
欠格要件に係る届出書（破産者等） （細則様式第 20 号）	正本 1 部 副本 2 部
欠格要件に係る届出書（精神の機能の 障害を有する状態となり廃棄物の処理 の業務の継続が著しく困難となった 者）（細則様式第 20-2 号）	

第 4 収集運搬業における積替え保管  
（略）

第 5 処分業の許可申請又は届出等

第 5-1 処分業の許可申請

第 5-1-1（1）（略）

第 5-1-2 許可申請受付の際の留意事項

ア（略）

イ 申請書の受付に当たっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第 6 条の 10 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、氏名又は名称（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認するとともに、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）どおりに記載されていることを確認すること（外字等に留意すること）。

なお、「出資者等」欄においては、出資者等以外の者がいる場合、氏名又は名称の欄に出資者等以外の者の人数並びに出資者等以外の者の保有する株式の数又は出資の金額及びその割合を記載し、漏れのないことを明らかにすること。

おって、「申請者」欄等においては、氏名（法人にあっては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。なお、水銀使用製品産業廃棄物である廃蛍光管を処分しようとする事業者に対しては、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの 3 品目の許可を取得するよう指導すること。

ウ（略）

エ 更新許可申請書は、標準処理期間（50 日）を考慮し、許可期限日の 3 か月前から 50 日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5 年又は 7 年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5 年又は 7 年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。なお、受付の際には、受付印を押印した副本を申請者に返却すること。

なお、申請書正本は廃棄物リサイクル課へ進達し、申請書副本のうち 1 部は申請書の受付の際に申請者に返却する。審査において修正がある場合は副本を基に指示し、正本同様の修正を行うよう指導すること。

オ（略）

カ 申請者が繰上げ更新を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

また、標準事務処理期間（50 日）を考慮し、希望する始期の 3 か月前から 50 日前までに提出させること。

# 対 照 表

## 改 正 後

様 式	提出部数
欠格要件に係る届出書（破産者等） （細則様式第 20 号）	正本 1 部 副本 1 部
欠格要件に係る届出書（精神の機能の 障害を有する状態となり廃棄物の処理 の業務の継続が著しく困難となった 者） （細則様式第 20-2 号）	

### 第 4 収集運搬業における積替え保管 （略）

### 第 5 処分業の許可申請又は届出等

#### 第 5-1 処分業の許可申請

##### 第 5-1-1（略）

##### 第 5-1-2 許可申請書受付の際の留意事項

###### ア（略）

イ 申請書の受付に当たっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第 6 条の 10 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、氏名又は名称（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認するとともに、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）どおりに記載されていることを確認すること（外字等に留意すること）。

なお、「出資者等」欄においては、出資者等以外の者がいる場合、氏名又は名称の欄に出資者等以外の者の人数並びに出資者等以外の者の保有する株式の数又は出資の金額及びその割合を記載し、漏れのないことを明らかにすること。

おって、「申請者」欄等においては、氏名（法人にあっては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。

ウ 取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類又は汚泥に限る。）又は水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。なお、水銀使用製品産業廃棄物である廃蛍光管を処分しようとする事業者に対しては、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの 3 品目の許可を取得するよう指導すること。また、当分の間、申請書記入欄に「石綿含有産業廃棄物」の記載があった場合、「石綿含有産業廃棄物」と記載されているものとみなす。

###### エ（略）

オ 更新許可申請書は標準処理期間（50日）を考慮し、許可期限日の4か月前から50日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

なお、受付の際には、受付印を押印した副本を申請者に返却すること。審査において申請書の修正を指示する場合は、正本同様の修正を返却した副本にも行うよう指導すること。申請書正本は廃棄物リサイクル課に進達すること。

###### カ（略）

キ 申請者が繰上げ更新を希望する場合は、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

また、標準処理期間（50日）を考慮し、希望する始期の4か月前から50日前までに提出させること。

改 正 前

- キ (略)
- ク (略)
- ケ (略)
- コ (略)
- サ 登記されていないことの証明書に記載されている住所又は本籍については、住民票と同一の表記により取得するよう指導すること。
- シ (略)
- ス (略)
- セ (略)
- ソ (略)

第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2-2「(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書提出書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、第三者が証明等を行った書類について、当該書類が何度も発行されるものは原本を添付させるものとする。

また、産業廃棄物処分業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合など、知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付させることとする。

原本の提出を求めている書類について、産業廃棄物処分業の許可申請と産業廃棄物収集運搬業の許可申請など、許可事務を行う機関が異なる申請又は届出を同時に行う場合、原本を産業廃棄物処分業の許可申請書又は届出書に添付することで、産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書にはコピーを添付すれば足りることとする。

ただし、下記の事項を記載した書類を産業廃棄物収集運搬業の許可申請書又は届出書に添付させること。

- ・原本を添付した申請書又は届出書の名称
- ・原本の添付を省略した書類の名称

- ① (略)
- ② 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

ア 平面図、立面図、断面図(縦断及び横断面図)及び構造図のほか、処理施設(保管場所を含む。)の配置図を添付させること。

なお、施設配置図は、屋外・屋内の別が分かるよう区分して記載すること。(写真を添付させること。)

また、処分前後の産業廃棄物の保管施設の共用又は特別管理産業廃棄物の保管施設との共用は認めない。

イ～キ (略)

- ③～⑳ (略)

第5-1-(4) (略)

第5-1-(5) (略)

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1) (略)

第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア～ウ (略)

# 対 照 表

## 改 正 後

ク (略)

ケ (略)

コ (略)

サ (略)

シ 登記されていないことの証明書に記載される住所又は本籍については、住民票と同一の表記により申請し、取得するよう指導すること。

ス (略)

セ (略)

ソ (略)

タ (略)

### 第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

許可申請の区分に応じ、申請書に添付すべき書類は、別紙2-2「(特別管理)産業廃棄物処分業許可申請書提出書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、第三者が証明等を行う書類について、当該書類が複数発行可能なものは原本を添付させるものとする。この書類について、(特別管理)産業廃棄物処分業に係る申請又は届出と(特別管理)産業廃棄物収集運搬業に係る申請又は届出を同時に行う場合、原本が(特別管理)産業廃棄物処分業に係る申請書又は届出書に添付されていれば、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業に係る申請書又は届出書にはコピーを添付することで足りることとする。ただし、下記の事項を記載した書類を収集運搬業に係る申請書又は届出書に添付させること。

・原本を添付した申請書又は届出書の名称

・原本の添付を省略した書類の名称

また、産業廃棄物処分業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合など、処分業に係る複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、添付書類を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付させること。なお、申請と届出を同時に行う際に添付書類を省略する場合、申請書に書類を添付するよう指導すること。

① (略)

② 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

ア 平面図、立面図、断面図(縦断及び横断面図)及び構造図のほか、処理施設(保管場所及び環境保全設備を含む。)の配置図を添付させること。

なお、施設配置図は、屋外・屋内の別が分かるよう区分して記載すること。(写真を添付させること。)

また、処分前後の産業廃棄物の保管施設の共用又は特別管理産業廃棄物の保管施設との共用は認めない。

イ～キ (略)

③～⑳ (略)

第5-1-(4) (略)

第5-1-(5) (略)

### 第5-2 処分業の届出

第5-2-(1) (略)

第5-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

ア～ウ (略)

改 正 前

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から 10 日以内（法人にあつて登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には 30 日以内）に行うものとされている（省令第 10 条の 10 第 2 項及び第 10 条の 23 第 2 項）ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

なお、変更届及び廃止届の副本は、届出書の受付の際に届出者に返却すること。

オ～キ （略）

第 5-2-3 変更届の添付書類  
（略）

ア・イ （略）

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更  
（ア）～（エ） （略）

エ～カ （略）

第 5-2-4 （略）

第 5-3 処分業の許可証の再交付と返納

第 5-3-1 （略）

第 5-3-2 （略）

第 5-4 処分業における欠格要件に係る届出書

処分業者が欠格要件に該当するに至ったときは、2 週間以内に担当健康福祉センターへ届出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

（例 1）破産の場合

破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名

（例 2）刑罰を受けた場合

刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日

なお、正本 1 部及び副本 1 部を廃棄物リサイクル課に送付し、副本 1 部は、担当健康福祉センターにおいて保管すること。

様 式	提出部数
欠格要件に係る届出書（破産者等） （細則様式第 20 号）	正本 1 部 副本 2 部
欠格要件に係る届出書（精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者） （細則様式第 20-2 号）	

第 6 担当健康福祉センター  
（略）

第 7 許可証の交付

第 7-1 （略）

第 7-2 （略）

# 対 照 表

## 改 正 後

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から 10 日以内（法人にあつて登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には 30 日以内）に行うものとされている（省令第 10 条の 10 第 2 項及び第 10 条の 23 第 2 項）ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。  
なお、受付の際には、受付印を押印した副本を届出者に返却すること。

オ～キ （略）

第 5-2-3 変更届の添付書類  
 （略）

ア・イ （略）

ウ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更

(ア)～(エ) （略）

(オ) 複数代表取締役が存在する法人において、退任を伴わず許可上の代表者が変更になる場合、変更日が分かる書類（総会又は取締役会議事録等）の提出を求めること。当該書類がない場合は、申立書により変更日を申告させること。

エ～カ （略）

第 5-2-4 （略）

第 5-3 処分業の許可証の再交付と返納

第 5-3-1 （略）

第 5-3-2 （略）

第 5-4 処分業における欠格要件に係る届出書

処分業者が欠格要件に該当するに至ったときは、2 週間以内に担当健康福祉センターへ届出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

(例 1) 破産の場合

破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名

(例 2) 刑罰を受けた場合

刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日

なお、正本 1 部を廃棄物リサイクル課に送付し、副本 1 部は、担当健康福祉センターにおいて保管すること。

様 式	提出部数
欠格要件に係る届出書（破産者等） （細則様式第 20 号）	正本 1 部 副本 <u>1</u> 部
欠格要件に係る届出書（精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者） （細則様式第 20-2 号）	

第 6 担当健康福祉センター  
 （略）

第 7 許可証の交付

第 7-1 （略）

第 7-2 （略）

**第7-3 許可証の記載**

## 第7-3-(1) 収集運搬業の許可証

## ア 事業の範囲

(ア) (略)

(イ) 事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

特に第3-1-(3)⑩に係る書類が添付されない場合は注意すること。

例：(グリストラップ汚泥に限る。)

(○○工場から△△工場に運搬するものに限る。)

(石綿含有廃棄物を含む。)

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

※石綿含有廃棄物又は水銀含有産業廃棄物に係る許可証においては、含む旨を記載すること。

(ウ)・(エ) (略)

イ～キ (略)

## 第7-3-(2) 処分業の許可証

## ア 事業の範囲

(ア) (略)

(イ) また、申請品目に限定が必要な場合は、品目の限定内容を( )書きすること。

なお、事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

例：汚泥(建設汚泥に限る。)

がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)

廃プラスチック類(廃蛍光管に限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

※石綿含有廃棄物又は水銀含有産業廃棄物に係る許可証においては、含む旨を記載すること。

(ウ) (略)

イ～キ (略)

**第7-4 許可証交付時の留意事項**(1) 更新許可、変更許可及び書換えを伴う変更届又は廃止届に係る許可証の交付は、旧許可証と引き換えとすること。

(2)～(6) (略)

**第7-5 (略)****第8 申請者等の適格性の照会事務**

(略)

**第9 保管施設**

(略)

# 対 照 表

改 正 後

## 第7-3 許可証の記載

### 第7-3-(1) 収集運搬業の許可証

#### ア 事業の範囲

(ア) (略)

(イ) 事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

特に第3-1-(3)⑩に係る書類が添付されない場合は注意すること。

例：(グリストラップ汚泥に限る。)

(〇〇工場から△△工場に運搬するものに限る。)

(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

※石綿含有産業廃棄物又は水銀含有産業廃棄物に係る許可証においては、含む旨を記載すること。

(ウ)・(エ) (略)

イ～キ (略)

### 第7-3-(2) 処分業の許可証

#### ア 事業の範囲

(ア) (略)

(イ) また、申請品目に限定が必要な場合は、品目の限定内容を( )書きすること。

なお、事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

例：汚泥(建設汚泥に限る。)

がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

廃プラスチック類(廃蛍光管に限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

※石綿含有産業廃棄物又は水銀含有産業廃棄物に係る許可証においては、含む旨を記載すること。

(ウ) (略)

イ～キ (略)

## 第7-4 許可証交付時の留意事項

(1) 更新許可、変更許可及び書換えを伴う変更届出に係る許可証の交付は、旧許可証と引き換えとすること。

(2)～(6) (略)

## 第7-5 (略)

## 第8 申請者等の適格性の照会事務

(略)

## 第9 保管施設

(略)

改 正 前

別紙 2 - 3

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更 (廃止) 届 提出書類チェックリスト

届出者名: \_\_\_\_\_

No.	変更届区分 項目	ア 住所変更 (本社)	イ 氏名・ 名称変更	ウ 役員等変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 施設・ 車両変更	カ 一部廃止	ア 全部廃止	備 考	
										項目
	届出書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(略)	
	許可申請書様式第2面及び第3面等			◎					(略)	
①	事業計画の概要を記載した書類					◎ *1	○ *2		(略)	
②	事業の用に供する施設						*3		(略)	
	共通	車庫配置図				○	○			
		付近の見取図				◎	○			(略)
		車両写真					○			(略)
		運搬容器の仕様書等					○			(略)
	積替え保管を行う場合のみ	積替え保管の場所の配置図(平面図)				○	○			
		積替え保管の場所の公図の写し				○	○			
		排出事業者の承諾				○	○			(略)
		積替え保管の場所の写真				○	○			
		保管量算出の根拠				○	○			
最大積上高の根拠					○	○			(略)	
	積替え保管の管理体制を示す書類				○	○				
	他法令の許認可証等				○	○				
③	施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類					○			(略)	

以下、(略)

# 対 照 表

## 改 正 後

別紙 2 - 3

### (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業変更 (廃止) 届 提出書類チェックリスト

届出者名: \_\_\_\_\_

No.	変更届区分 項 目	ア 住所変更 (本社)	イ 氏名・ 名称変更	ウ 役員等変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 施設・ 車両変更	カ 一部廃止	ア 全部廃止	備 考
	届出書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(略)
	許可申請書様式第 2 面、第 3 面等 (変更事項の記載面のみ変更前後 を添付)			◎					(略)
①	事業計画の概要を記載した書類					◎ *1	○ *2		(略)
②	事業の用に供する施設						*3		(略)
	共 通	車庫配置図				○	○		
		付近の見取図				◎	○		(略)
		車両写真					○		(略)
		運搬容器の仕様書等					○		(略)
	積 替 え 保 管 を 行 う 場 合 の み	積替え保管の場所の配置図 (平面図)				○	○		
		積替え保管の場所の公図の 写し				○	○		
		排出事業者の承諾				○	○		(略)
		積替え保管の場所の写真				○	○		
		保管量算出の根拠				○	○		
最大積上高の根拠					○	○		(略)	
積替え保管の管理体制を示す書類				○	○				
他法令の許認可証等				○	○				
③	施設の所有権を有すること (所有 権を有しない場合には、使用する 権原を有すること) を証する書類					○			(略)

以下、(略)

改 正 前

別紙 2 - 4

(特別管理) 産業廃棄物処分業変更 (廃止) 届 提出書類チェックリスト

届出者名: \_\_\_\_\_

No.	変更届区分 項目	ア 住所変更 (本社)	イ 氏名・ 名称変更	ウ 役員等変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 施設変更	カ 一部廃止	ア 全部廃止	備 考	
	届出書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(略)	
	許可申請書様式第2面及び第3面等			◎					(略)	
①	事業計画の概要を記載した書類	○			○	◎	○	*1	(略)	
②	事業の用に供する施設						*2		(略)	
	共通	平面図、立面図、断面図、構造図				○	○			(略)
		設計計算書				○	○			
		付近の見取図				◎	○			
		施設配置図				○	◎			(略)
		公図の写し				○	○			(略)
		施設及び重機の写真等				○	◎			
		産業廃棄物処理工程図				○	○			
		保管量の上限を示す図面及び計算書				○	○			
	最終処分場	保管高の上限を示す図面及び計算書				○	○			(略)
残面積・残容量実測図						○				
③	地下水等試験検査成績書					○				
	地形地質図等					○			(略)	
	地下水状況図					○				
	施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類									
	◆土地登記事項証明書					○				
	土地使用权原書類					○				
	施設使用权原書類					○				
⑩	【届出者が法人の場合】									
	定款又は寄附行為	○	○	○					(略)	
	◆登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	◎	◎	◎						

以下、(略)

# 対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 4

## (特別管理) 産業廃棄物処分業変更 (廃止) 届 提出書類チェックリスト

届出者名: \_\_\_\_\_

No.	変更届区分 項 目	ア 住所変更 (本社)	イ 氏名・ 名称変更	ウ 役員等変更	エ 事業場等 所在地変更	オ 施設変更	カ 一部廃止	ア 全部廃止	備 考	
	届出書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(略)	
	許可申請書様式第2面、第3面等 (変更事項の記載面のみ変更前後 を添付)			◎					(略)	
①	事業計画の概要を記載した書類	○			○	◎	○	*1	(略)	
②	事業の用に供する施設						*2		(略)	
	共通	平面図、立面図、断面図、構造図				○	○			(略)
		設計計算書				○	○			
		付近の見取図				◎	○			
		施設配置図				○	◎			(略)
		公図の写し				○	○			(略)
		施設及び重機の写真等				○	◎			
		産業廃棄物処理工程図				○	○			
		保管量の上限を示す図面及び計算書				○	○			
	最終処分場	保管高の上限を示す図面及び計算書				○	○			(略)
残面積・残容量実測図						○				
地下水等試験検査成績書						○				
地形地質図等						○			(略)	
	地下水状況図					○				
③	施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類									
	◆土地登記事項証明書					○				
	土地使用权原書類					○				
	施設使用权原書類					○				
⑩	<b>【届出者が法人の場合】</b>									
	定款又は寄附行為	○	○	○					(略)	
	◆登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	◎	◎	◎					(略)	

以下、(略)

改 正 前

別紙 2 - 6

産業廃棄物処理業 優良認定提出書類チェックリスト

業者名 \_\_\_\_\_

項 目	チェック	備 考
1 遵法性		
(1) 過去5年(7年)間で特定不利益処分を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	
(2) 誓約書の内容に代表者氏名・日付等の不備がないこと。	<input type="checkbox"/>	
2 事業の透明性 ※ 「事業の透明性の基準適合証明書」による省略 <input type="checkbox"/>		
①新たに認定を希望する場合は下記の事項を全て満たした上で、更新の申請の日前6月間インターネットを利用する方法により公表していること。		
②既に認定を受けている業者が再度優良認定の更新を行う場合は前回の許可日以降において、下記の事項を所定の頻度で更新していることがわかる書類を提出すること。		
(1) 法人(または個人)に関する基礎情報が公開されており、情報が変更の都度(代表者等の氏名については一年に一回以上)更新されていること。	<input type="checkbox"/>	
(2) 事業計画の概要が公開されていること。	<input type="checkbox"/>	
(3) 申請者が受けている産業廃棄物許可証の写しが公開されていること	<input type="checkbox"/>	
(4) 運搬施設(処理施設)に関する事項が公開されており、変更の都度(運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上)公開されていること。	<input type="checkbox"/>	
(5) 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図を公開していること。	<input type="checkbox"/>	
(6) 情報公表日の属する月の前々月までの1年間における産業廃棄物の一連の処理の行程を一年に一回以上公開していること。	<input type="checkbox"/>	
(7) 情報公表日の属する月の前々月までの3年間における産業廃棄物の受入量、運搬・処分量等を一年に一回以上公開していること。	<input type="checkbox"/>	
(8) 産業廃棄物処理施設の維持管理状況について公開し、一年に一回以上公開していること。	<input type="checkbox"/>	対象施設がない場合は不要
(9) 焼却施設における熱回収実績について公開し、一年に一回以上更新していること。	<input type="checkbox"/>	対象施設がない場合は不要
(10) 【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表について公開し、一年に一回以上更新していること。	<input type="checkbox"/>	
(11) 処理料金の提示方法について公開されていること。	<input type="checkbox"/>	
(12) 業務を所掌する組織・人員配置について公開されており、変更の都度(人員配置については一年に一回以上)更新されていること。	<input type="checkbox"/>	
(13) 事業場の公開の有無・公開頻度について公開されていること。	<input type="checkbox"/>	

# 対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 6

## 産業廃棄物処理業 優良認定提出書類チェックリスト

業者名 \_\_\_\_\_

項 目	チェック	備 考
<b>1 遵法性</b>		
(1) 過去5年（7年）間で特定不利益処分を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>	
(2) 誓約書の内容に代表者氏名・日付等の不備がないこと。	<input type="checkbox"/>	
<b>2 事業の透明性 ※</b>		
A 又は B どちらかの添付書類を審査し、①又は②を満たしていることを確認すること。		
①新たに認定を希望する場合は下記の事項を全て満たした上で、更新の申請の日前6月間、インターネットを利用する方法により公表し、 <u>所定の頻度で更新していること。</u>		
②既に認定を受けている業者が優良認定の更新を行う場合は、 <u>前回の許可日以降において、継続して下記の事項をインターネットを利用する方法により公表し、所定の頻度で更新していること。</u>		
A ①又は②を満たしていることを証する書類	<input type="checkbox"/>	どちらかが
B <u>公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」（確認対象期間が適正であるかを必ず確認すること。）</u>	<input type="checkbox"/>	添付されて
		いること
(1) 法人（又は個人）に関する基礎情報が公開されており、情報が変更の都度（代表者等の氏名については一年に一回以上）更新されていること。	<input type="checkbox"/>	
(2) 事業計画の概要が公開されていること。	<input type="checkbox"/>	
(3) 申請者が受けている産業廃棄物許可証の写しが公開されていること。	<input type="checkbox"/>	
(4) 運搬施設（処理施設）に関する事項が公開されており、変更の都度（運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上）更新されていること。	<input type="checkbox"/>	
(5) 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図を公開していること。	<input type="checkbox"/>	
(6) 情報公表日の属する月の前々月までの1年間における産業廃棄物の一連の処理の行程を公開し、一年に一回以上更新していること。	<input type="checkbox"/>	
(7) 情報公表日の属する月の前々月までの3年間における産業廃棄物の受入量、運搬・処分量等を公開し、一年に一回以上更新していること。	<input type="checkbox"/>	
(8) 産業廃棄物処理施設の維持管理状況について公開し、一年に一回以上更新していること。	<input type="checkbox"/>	対象施設がない場合は不要
(9) 焼却施設における熱回収実績について公開し、一年に一回以上更新していること。	<input type="checkbox"/>	対象施設がない場合は不要
(10) 【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表について公開し、一年に一回以上更新していること。	<input type="checkbox"/>	
(11) 処理料金の提示方法について公開されていること。	<input type="checkbox"/>	
(12) 業務を所掌する組織・人員配置について公開されており、変更の都度（人員配置については一年に一回以上）更新されていること。	<input type="checkbox"/>	
(13) <u>処分後の産業廃棄物の持出先を開示することの可否について公開され、変更の都度更新されていること。</u>	<input type="checkbox"/>	※
(14) 事業場の公開の有無・公開頻度について公開されていること。	<input type="checkbox"/>	

改 正 前		
3 環境配慮の取組		
(1) 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類 (IS014001、エコアクション 21 等の認証書) が提出されているか。	<input type="checkbox"/>	
(2) 認証書に記載された認証の範囲に静岡県内の事業所 (県内にない場合は申請書記載の事業所) が含まれているか。	<input type="checkbox"/>	
4 電子マニフェスト		
(1) 電子マニフェストの加入証が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
(2) 加入証に記載された事業者名が申請書と一致しているか。	<input type="checkbox"/>	
5 財務体質の健全性 (静岡県内に事業場がなく、納付すべき税等がない場合はその旨を記載した理由書を添付させること。)		
(1) 国税及び地方消費税について、税務署長が交付する納税証明書またはその写し等が提出されていること。	<input type="checkbox"/>	
(2) 静岡県税について、財務事務所長が交付する納税証明書又はその写し等が提出されていること。	<input type="checkbox"/>	
(3) 市町村税について、市町村長が発行する納税証明書またはその写し等が提出されているか。	<input type="checkbox"/>	
(4) 上記 5 (1) ~ (3) の税金について未納がないこと及び納税証明期間に不足がないことを確認できるか。	<input type="checkbox"/>	
(5) 社会保険料について、年金事務所長等が発行する社会保険料納付確認書又はその写し (申請者が国民健康保険の被保険者である場合にあっては、当該保険の保険者が発する納付証明書またはその写し) 等が提出されているか。	<input type="checkbox"/>	
(6) 労働保険料について地方労働局長等が発行する労働保険料納付確認書又はその写し等が提出されているか。	<input type="checkbox"/>	
(7) 上記 5 (5) ~ (6) において、静岡県内に設置している全ての産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場において滞納がないことを確認できるか。また、確認書等に記載された事業者名が申請書と一致しているか。	<input type="checkbox"/>	
(8) 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表が提出されているか。これらの書類に代えて有価証券報告書が提出されている場合は、直前 2 年の各事業年度における有価証券報告書が提出されているか。	<input type="checkbox"/>	
(9) 貸借対照表等に記載された事業者名が申請書と一致しているか。	<input type="checkbox"/>	
(10) 直前 3 年の各事業年度における自己資本比率が零以上であるか。	<input type="checkbox"/>	
(11) 貸借対照表により算出される直前 3 年の各事業年度のうち、いずれかの事業年度の自己資本比率が 10% 以上であるか。もしくは、前事業年度における営業利益金額等が零を超えているか。	<input type="checkbox"/>	
(12) 損益計算書により算出される直前 3 年の各事業年度における経常利益金額と減価償却費の和の平均値が零を超えているか。	<input type="checkbox"/>	
(13) 静岡県内に申請者が設置している特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしているか。	<input type="checkbox"/>	対象施設がない場合は不要
※ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合、当該証明書を確認すれば足りる。		

# 対 照 表

改 正 後		
3 環境配慮の取組		
(1) 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類（ISO14001、エコアクション21等の認証書）が提出されているか。	<input type="checkbox"/>	
(2) 認証書に記載された認証の範囲に静岡県内の事業所（県内にない場合は申請書記載の事業所）が含まれているか。	<input type="checkbox"/>	
4 電子マニフェスト		
(1) 電子マニフェストの加入証が添付されているか。	<input type="checkbox"/>	
(2) 加入証に記載された事業者名が申請書と一致しているか。	<input type="checkbox"/>	
5 財務体質の健全性（静岡県内に事業場がなく、納付すべき税等がない場合はその旨を記載した理由書を添付させること。）		
(1) 国税及び地方消費税について、税務署長が交付する納税証明書またはその写し等が提出されていること。	<input type="checkbox"/>	
(2) 静岡県税について、財務事務所長が交付する納税証明書又はその写し等が提出されていること。	<input type="checkbox"/>	
(3) 市町村税について、市町村長が発行する納税証明書またはその写し等が提出されているか。	<input type="checkbox"/>	
(4) 上記5（1）～（3）の税金について未納がないこと及び納税証明期間に不足がないことを確認できるか。	<input type="checkbox"/>	
(5) 社会保険料について、年金事務所長等が発行する社会保険料納付確認書又はその写し（申請者が国民健康保険の被保険者である場合にあっては、当該保険の保険者が発する納付証明書またはその写し）等が過去2年分提出されているか。	<input type="checkbox"/>	
(6) 労働保険料について地方労働局長等が発行する労働保険料納付確認書又はその写し等が過去3年分提出されているか。	<input type="checkbox"/>	
(7) 上記5（5）～（6）において、静岡県内に設置している全ての産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場において滞納がないことを確認できるか。また、確認書等に記載された事業者名が申請書と一致しているか。	<input type="checkbox"/>	
(8) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表が提出されているか。これらの書類に代えて有価証券報告書が提出されている場合は、直前2年の各事業年度における有価証券報告書が提出されているか。	<input type="checkbox"/>	
(9) 貸借対照表等に記載された事業者名が申請書と一致しているか。	<input type="checkbox"/>	
(10) 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であるか。	<input type="checkbox"/>	
(11) 貸借対照表により算出される直前3年の各事業年度のうち、いずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であるか。もしくは、前事業年度における営業利益金額等が零を超えているか。	<input type="checkbox"/>	
(12) 損益計算書により算出される直前3年の各事業年度における経常利益金額と減価償却費の和の平均値が零を超えているか。	<input type="checkbox"/>	
(13) 静岡県内に申請者が設置している特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしているか。	<input type="checkbox"/>	対象施設がない場合は不要
※ 許可の有効期間の始期が令和2年7月1日より前である優良産業廃棄物処分業許可業者の更新の場合、(13)の事項については前回の許可日からではなく、令和2年7月1日からの公表で可。		

改 正 前

別紙 4

平成25年 6 月 1 日以降

性状の分析を行う設備

項 目	主 要 な 機 器	規 格
水素イオン濃度指数	・ ガラス電極 pH計	・ JIS K0102(2008)の12.1
アルキル水銀化合物	・ 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ・ 還元気化装置付原子吸光分析装置	・ 昭和46年環境庁告示第59号付表 2 ・ 昭和49年環境庁告示第64号付表 3
水銀又はその化合物	・ 還元気化装置付原子吸光分析装置	・ 昭和46年環境庁告示第59号付表 1
カドミウム又はその化合物	①原子吸光分析装置 ②ICP発光分光分析装置	・ JIS K0102(2008)の55
鉛又はその化合物	③ICP質量分析装置	・ JIS K0102(2008)の54
有機燐化合物	①アルカリ熱イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ②炎光光度検出器付ガスクロマトグラフ ③分光光度計 ④光電光度計	・ 昭和49年環境庁告示第64号付表 1、 付表第 2 ・ JIS K0102(2008)の31.1
六価クロム化合物	①分光光度計 ②光電光度計 ③原子吸光分析装置 ④ICP発光分光分析装置 ⑤ICP質量分析装置	・ JIS K0102(2008)の65.2
砒素又はその化合物	①水素化物発生装置付分光光度計 ②水素化物発生装置付光電光度計 ③水素化物発生装置付フレーム原子吸光分析装置 ④水素化物発生装置付ICP発光分光分析装置 ⑤ICP質量分析装置	・ JIS K0102(2008)の61
シアン化合物	①蒸留装置及び分光光度計 ②蒸留装置及び光電光度計 ③蒸留装置及びシアン化物イオン電極付電位差計 (イオン電極計)	・ JIS K0102(2008)の38.1.2、38.2、 38.3、38.4
P C B	・ 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・ 昭和46年環境庁告示第59号付表 3 ・ JIS K0093(2006)
トリクロロエチレン	①ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③ページ・トラップー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・ JIS K0125(1995)の5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1、5.5
テトラクロロエチレン		・ 昭和48年環境庁告示第13号別表第 2
ジクロロメタン		・ JIS K0125(1995)の5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1
四塩化炭素		・ JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、 5.4.1、5.5 ・ 昭和48年環境庁告示第13号別表第 2
1,2-ジクロロエタン		
1,1-ジクロロエチレン		・ JIS K0125(1995)の5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1
シス-1,2-ジクロロエチレン		

# 対 照 表

## 改 正 後

別紙 4

### 性状の分析を行う設備

項 目	主 要 な 機 器	分 析 方 法
水素イオン濃度指数	ガラス電極 pH計	・ JIS K0102-1の12
アルキル水銀化合物	①電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ②アルカリ熱イオン型又は炎光光度型検出器付ガスクロマトグラフ	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第1号下欄
水銀又はその化合物	還元気化装置付原子吸光分析装置	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第2号下欄
カドミウム又はその化合物	①フレイム又は電気加熱原子吸光分析装置 ②ICP発光分光分析装置	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第3号下欄
鉛又はその化合物	③ICP質量分析装置	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第4号下欄
有機燐化合物	①アルカリ熱イオン化又は炎光光度型検出器付ガスクロマトグラフ ②分光光度計又は光電光度計	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第5号下欄
六価クロム化合物	①(光電)分光光度計又は光電光度計 ②フレイム又は電気加熱原子吸光分析装置 ③ICP発光分光分析装置 ④ICP質量分析装置	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第6号下欄
砒素又はその化合物	①水素化物発生装置付分光光度計又は光電光度計 ②水素化物発生装置付フレイム原子吸光分析装置 ③水素化物発生装置付ICP発光分光分析装置 ④ICP質量分析装置	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第7号下欄
シアン化合物	①蒸留装置及び分光光度計 ②蒸留装置及び光電光度計 ③蒸留装置及びシアン化物イオン電極付電位差計 ④イオン濃度計	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第8号下欄
P C B	①捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ②ガスクロマトグラフ質量分析計	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第9号下欄
トリクロロエチレン	①ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第10号下欄
テトラクロロエチレン	②ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析計	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第11号下欄
四塩化炭素	③ページ・トラップー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第13号下欄
1, 1, 1-トリクロロエタン	④ヘッドスペースー電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第17号下欄
1, 1, 2-トリクロロエタン	⑤ページ・トラップー電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・ 昭和48年環境庁告示第13号第2表中第18号下欄

改 正 前

項 目	主 要 な 機 器	規 格
1, 1, 1-トリクロロエタン	①パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・ JIS K 0125(1995) の 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1、5.5
1, 1, 2-トリクロロエタン		・ 昭和48年環境庁告示第13号別表第 2
1, 3-ジクロロプロペン		・ JIS K 0125(1995) の 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1
チウラム	高速液体クロマトグラフ	・ 昭和46年環境庁告示第59号付表 4
シマジン	ガスクロマトグラフ質量分析計	・ 昭和46年環境庁告示第59号付表 5
チオベンカルブ		
ベンゼン	①パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ	・ JIS K 0125(1995) の 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.2
セレン又はその化合物	①分光光度計 ②光電光度計 ③水素化物発生装置付フレイム原子吸光分析装置 ④水素化物発生装置付ICP発光分光分析装置 ⑤ICP質量分析装置	・ JIS K 0102(2008) の 67
1, 4-ジオキサン	①ガスクロマトグラフ質量分析計 ②パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計	・ 昭和46年環境庁告示第59号付表 7
引火点	①タグ密閉式引火点試験器 ②セタ密閉式引火点試験器 ③ペンスキーマルテンス密閉式引火点試験器	省令の規定なし ・ 危険物の性状及び試験に関する省令(平成元年自治省令第1号) ・ JIS K 2265-1(2006) から JIS K 2265-4(2006) まで

注1) 機器名の前に①～⑤の番号を付してあるものについては、いずれかの番号の機器を備えること。

注2) 必要な設備の詳細は、平成4年厚生省告示第192号等を参照のこと。

注3) 性状の分析を行う設備は申請者の処理施設内の設備であること。

注4) 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフを使用する場合は、放射線取扱主任者の免許等が必要となる場合がある

注5) 引火点の測定にあたっては、大気圧下の無風に近い試験場所が必要となるほか、廃油の種類、動粘度あるいは測定温度によって試験器を使い分ける必要がある。

注6) 廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥等を取扱う場合は、必要に応じて廃油に係る分析設備を設けさせること。

# 対 照 表

改 正 後		
項 目	主 要 な 機 器	分 析 方 法
ジクロロメタン		・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第12号下欄
1, 2-ジクロロエタン	①ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第14号下欄
1, 1-ジクロロエチレン	②ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第15号下欄
シス-1, 2-ジクロロエチレン	③ページ・トラップー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第16号下欄
1, 3-ジクロロプロペン	④ヘッドスペースー電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第19号下欄
チウラム	紫外吸収検出器付高速液体クロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第20号下欄
シマジン	ガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第21号下欄
チオベンカルブ		・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第22号下欄
ベンゼン	①ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計 ②ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析計 ③ページ・トラップー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④ヘッドスペースー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第23号下欄
セレン又はその化合物	①水素化物発生装置付フレイム原子吸光分析装置 ②水素化物発生装置付ICP発光分光分析装置 ③ICP質量分析装置	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第24号下欄
1, 4-ジオキサン	①四重極型、磁場型又はイオントラップ型検出器付ガスクロマトグラフ質量分析計 ②ページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和48年環境庁告示第13号第2表中第34号下欄
引火点	①タグ密閉式引火点試験器 ②セタ密閉式引火点試験器 ③ペンスキーマルテンス密閉式引火点試験器	省令の規定なし ・危険物の性状及び試験に関する省令(平成元年自治省令第1号) ・JIS K2265-1(2006)から ・JIS K2265-4(2006)まで

注1) 機器名の前に①～⑤の番号を付してあるものについては、いずれかの番号の機器を備えること。  
 注2) 必要な設備の詳細は、平成4年厚生省告示第192号等を参照のこと。  
 注3) 性状の分析を行う設備は申請者の処理施設内の設備であること。  
 注4) 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフを使用する場合は、放射線取扱主任者の免許等が必要となる場合がある  
 注5) 引火点の測定にあたっては、大気圧下の無風に近い試験場所が必要となるほか、廃油の種類、動粘度あるいは測定温度によって試験器を使い分ける必要がある。  
 注6) 廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥等を取扱う場合は、必要に応じて廃油に係る分析設備を設けさせること。

改 正 前

別紙9-1

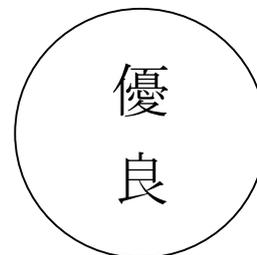
様式第7号（第10条の2関係）

<例1：積替え及び保管行為がない場合>

第02201000000号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県〇〇市△△町1番2号  
 氏 名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許可の年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許可の有効年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く。）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず

以上 7品目

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可

令和〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

# 対 照 表

改 正 後

別紙9-1

様式第7号（第10条の2関係）

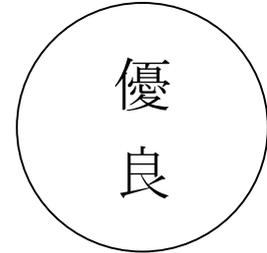
<例1：積替え及び保管行為がない場合>

第02201000000号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県〇〇市△△町1番2号

氏 名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許可の年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許可の有効年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

### 1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く。）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上 8品目

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可

令和〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

### 5. 積替え許可の有無 無

（県内政令市の積替え許可について記載）

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

改 正 前

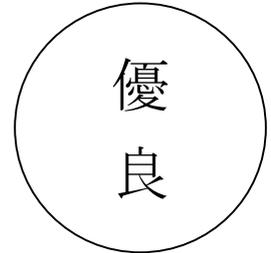
別紙9-2

様式第七号（第十条の二関係）

<例2：積替え及び保管行為があり、屋内で保管する場合>

第02211000000号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 静岡県〇〇市△△町1番2号

氏 名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許 可 の 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事 業 の 区 分 収集運搬（積替え及び保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（廃自動車に限る。）、金属くず（廃自動車に限る。）、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃自動車に限る。）

以上 3品目

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え  
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可

令和〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有

市名 〇〇市

許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

（裏面） （略）

# 対 照 表

改 正 後

別紙9-2

様式第七号（第十条の二関係）

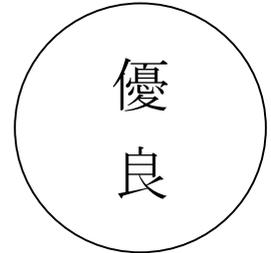
<例2：積替え及び保管行為があり、屋内で保管する場合>

第02211000000号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県〇〇市△△町1番2号

氏 名 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許 可 の 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

### 1. 事業の範囲

事 業 の 区 分 収集運搬（積替え及び保管行為を含む。）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（廃自動車に限る。）、金属くず（廃自動車に限る。）、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃自動車に限る。）

以上 3品目

### 2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え 又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおり

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可

令和〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

### 5. 積替え許可の有無 有

（県内政令市の積替え許可について記載）

市名 〇〇市

許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面） （略）

改 正 前

別紙12		
項目	法の規定	詳細
保管ヤード	周囲に囲い	<p><b>【屋外】</b></p> <p>□1-1 三方囲いになっている。 ※囲いの壁の一面が切り立った崖に面しているなどの場合は、その崖をもって囲いの壁とされている。</p> <p>□1-2 前面は線を引くなど保管設備の境界が明らかにされている。 ※屋外において飛散・流出を防止するために三方囲いになっており、囲いの無い面においても、保管設備の境界が明らかにされている。ただし、囲いの端から端を結ぶ直線を境界とする場合など境界が明らかであると認められる場合を除く。</p> <p>□1-3 三角構造の保管設備で、散乱しない構造であることが認められた場合で、90度以下の角度で接した連続する壁二面において区切られ、かつ、残りの一面において直線を引くなど保管設備の境界が明らかにされている。</p> <p>□1-4 囲いの構造物について建物の壁等を利用する場合であって、その面に窓、出入口等の構造物が設置されている場合は、それらを物理的に利用できない措置が取られている。 ※窓、出入口が利用できることにより、飛散・流出の可能性が高まるため。</p> <p>□1-5 囲いの壁は、対象廃棄物の飛散・流出の可能性の有無にかかわらず、空間を区分する平面状のもので、容易に形状が変化しないもので構成されている。</p>
		<p><b>【屋内】（屋根と壁で外部から遮断された空間を持つ構造の建物の内部をいう。）</b></p> <p>□2-1 三方囲いになっている。または、屋内において散乱しない構造であることが認められた場合で、連続する壁二面において区切られ、かつ、残りの二面（三角構造の場合は一面）において直線を引くなど保管設備の境界が明確に示されている。</p> <p>□2-2 囲いの構造物について建物の壁等を利用する場合であって、その面に窓、出入口、コンセント等の構造物が設置されている場合は、それらを物理的に利用できない措置が取られている。また、保管設備に消火器、通路等の工作物等が設置されていない。 ※窓、出入口が利用できることにより、飛散・流出の可能性が高まるための措置。</p> <p>□2-3 フレコンバッグ等で保管する場合で、内容物の性質から飛散・流出のおそれが無いことが確認できる場合は、三方に直線を引くなど保管設備の境界が明確に示されている（少なくとも一面は構造物等に接する構造になっている。）。</p>
		<p><b>【共通事項】</b></p> <p>□3-1 囲いが地盤面と連続し、隙間が生じないように設置されている。</p> <p>□3-2 木材チップなど積上げることで熱を持つなどの特性がある廃棄物の保管については、その特性により事故、災害等が発生しないように配慮されている。</p>
		<p><b>【コンテナ容器の取扱】</b></p> <p>□4-1 屋内外ともコンテナ・ボックス等の容器（金属製又は硬質樹脂製で、箱型で十分な耐力性・耐久性がある容器。以下「コンテナ等」という。）を使用して保管する場合は当該コンテナ等が所定位置に固定され、保管設備の看板はコンテナの外側の見やすい場所に掲示されている。 ※廃棄物の運搬等のためにコンテナ等を移動する場合は、三方に直線を引くなど保管設備の境界が明確に示されている（少なくとも一面は構造物等に接する構造とされている。）。</p>
	表示板設置	<p>□5-1 処理前、処理後の別が表示されている。 ※立入等で、保管量の算定など処理前後の保管廃棄物を特定する必要がある場合が想定されるため。</p> <p>□5-2 保管設備ごとに表示板が設置されている。</p>

# 対 照 表

改 正 後		
別紙12		
項目	法の規定	詳細
保管施設	周囲に囲い	<p><b>【屋外】</b></p> <p>□1-1 三方囲いになっている。 ※囲いの壁の一面が切り立った崖に面しているなどの場合は、その崖をもって囲いの壁とされている。</p> <p>□1-2 前面は線を引くなど保管施設の境界が明らかにされている。 ※屋外において飛散・流出を防止するために三方囲いになっており、囲いの無い面においても、保管施設の境界が明らかにされている。ただし、囲いの端から端を結ぶ直線を境界とする場合など境界が明らかであると認められる場合を除く。</p> <p>□1-3 三角構造の保管施設で、散乱しない構造であることが認められた場合で、90度以下の角度で接した連続する壁二面において区切られ、かつ、残りの一面において直線を引くなど保管施設の境界が明らかにされている。</p> <p>□1-4 囲いの構造物について建物の壁等を利用する場合であって、その面に窓、出入口等の構造物が設置されている場合は、それらを物理的に利用できない措置が取られている。 ※窓、出入口が利用できることにより、飛散・流出の可能性が高まるため。</p> <p>□1-5 囲いの壁は、対象廃棄物の飛散・流出の可能性の有無にかかわらず、空間を区分する平面状のもので、容易に形状が変化しないもので構成されている。</p> <p><b>【屋内】（屋根と壁で外部から遮断された空間を持つ構造の建物の内部をいう。）</b></p> <p>□2-1 三方囲いになっている。または、屋内において散乱しない構造であることが認められた場合で、連続する壁二面において区切られ、かつ、残りの二面（三角構造の場合は一面）において直線を引くなど保管施設の境界が明確に示されている。</p> <p>□2-2 囲いの構造物について建物の壁等を利用する場合であって、その面に窓、出入口、コンセント等の構造物が設置されている場合は、それらを物理的に利用できない措置が取られている。また、保管施設に消火器、通路等の工作物等が設置されていない。 ※窓、出入口が利用できることにより、飛散・流出の可能性が高まるための措置。</p> <p>□2-3 フレコンバッグ等で保管する場合で、内容物の性質から飛散・流出のおそれが無いことが確認できる場合は、三方に直線を引くなど保管施設の境界が明確に示されている（少なくとも一面は構造物等に接する構造になっている。）。</p> <p><b>【共通事項】</b></p> <p>□3-1 囲いが地盤面と連続し、隙間が生じないように設置されている。</p> <p>□3-2 木材チップなど積上げることで熱を持つなどの特性がある廃棄物の保管については、その特性により事故、災害等が発生しないように配慮されている。</p> <p><b>【コンテナ容器の取扱】</b></p> <p>□4-1 屋内外ともコンテナ・ボックス等の容器（金属製又は硬質樹脂製で、箱型で十分な耐力性・耐久性がある容器。以下「コンテナ等」という。）を使用して保管する場合は当該コンテナ等が所定位置に固定され、保管施設の看板はコンテナの外側の見やすい場所に掲示されている。 ※廃棄物の運搬等のためにコンテナ等を移動する場合は、三方に直線を引くなど保管施設の境界が明確に示されている（少なくとも一面は構造物等に接する構造とされている。）。</p>
	掲示板設置	<p>□5-1 処理前、処理後の別が表示されている。 ※立入等で、保管量の算定など処理前後の保管廃棄物を特定する必要がある場合が想定されるため。</p> <p>□5-2 保管施設ごとに掲示板が設置されている。</p>

改 正 前

項目	法の規定	詳細
必要な措置	飛散・流出	□6-1 紙くず等飛散しやすいものを屋外において保管する場合において、 <u>保管設備</u> の前面にもアコーデオン・ドアを設置したり、四隅を固定できるブルーシートで覆うなど、飛散防止の措置が講じられている。また、コンテナ等に保管する場合も、容器の開放口において同様の措置が講じられている。
	地下浸透	□6-2 廃棄物が地下に浸透する可能性がある性状（具体的には汚泥、動物の糞尿等）の場合は、底面をコンクリート等で覆うなど、地下浸透を防止するための必要な措置がとられている。
	悪臭防止	□6-3 悪臭が発生するおそれのある産業廃棄物を保管する場合にあっては、薬剤の散布や密閉容器に保管する等必要な措置がとられている。
	高さの制限（非容器）	□6-4 屋内で保管する場合において、囲いが耐力上安全な構造となっている。 ※屋内であれば飛散、流出の危険性が低い場合原則高さの制限等の基準は適用されない。 □6-5 廃木製パレット等同一規格かつ安定した形状で、ある程度積上げて安定した状態を保つことが可能である廃棄物の保管について、屋内外に関わらず <u>保管設備</u> 区域内において積上げて保管する場合は、倒壊等の危険性が無い高さ（2メートル以下程度）となっている。 □6-6 囲いに廃棄物の荷重がかかる場合は、囲いの壁に線を引くなどしてその上限が明確に示されている。
保管期間	処理再生に必要な止むを得ない期間	□7-1 処分を適正に行うためにやむを得ない期間を越えて保管されていない。
<u>保管設備</u>		□8-1 廃棄物の種類ごと、処理方法ごとに <u>保管設備</u> が設けられている。 ※直接処理施設に投入する場合であっても原則は同様。 □8-2 処理前と処理後の <u>保管設備</u> は、それぞれ別に設けられている。 ※処理により再生利用可能な製品を製造する場合で、当該製品の製造には二品目以上の廃棄物を混合して処理する必要があるとき（又は処理後の廃棄物を混合することで製品となる時）は、処理後の <u>保管設備</u> は一箇所でも可。 □8-3 混合廃棄物で搬入されている場合であっても、分別搬入を原則とし、廃棄物の種類ごとに <u>保管設備</u> が設けられている。 □8-4 現に混合廃棄物で搬入されている場合で止むを得ない場合（注1）は、処理前 <u>保管設備</u> の表示にその旨及び保管する廃棄物の種類が全て表示されている。処理後についても廃棄物の種類が全て表示されている。また、当該混合廃棄物と処理工程は同じでも単品で搬入される場合は、別に処理前 <u>保管設備</u> を設けられている（処理後も同様）。 処理を経なければ分別できない場合など。 □8-5 連続して二つの処理を行う施設で物理的に連続した構造になっていない場合（一次処理が二次処理の前処理として許可を得ているが、一次処理後に一旦保管し、その後二次処理施設に投入する場合）、看板表示が、それぞれ処理後 <u>保管設備</u> 、処理前 <u>保管設備</u> の二つの表示を並掲、または「一次（破碎等）処理後二次（圧縮等）処理前産業廃棄物 <u>保管設備</u> 」等当該 <u>保管設備</u> の役割がわかるように表記されている。 ※一次処理の処理後 <u>保管設備</u> と二次処理の処理前 <u>保管設備</u> は、それぞれ別に設ける必要はない。
自り法対象外自動車	（圧縮していないもの） 上方垂直3メートル以内など	□9-1 自り法対象外の自動車の <u>保管設備</u> の基準は、自り法対象自動車に準じて取り扱われている。ただし、当該自動車の形状により、準じて扱うことが危険と思われる場合を除く。

# 対 照 表

改 正 後		
項目	法の規定	詳細
必要な措置	飛散・流出	□6-1 紙くず等飛散しやすいものを屋外において保管する場合において、 <u>保管施設</u> の前面にもアコーデオン・ドアを設置したり、四隅を固定できるブルーシートで覆うなど、飛散防止の措置が講じられている。また、コンテナ等に保管する場合も、容器の開放口において同様の措置が講じられている。
	地下浸透	□6-2 廃棄物及び廃棄物から生じる汚水が地下に浸透する可能性がある性状（具体的には汚泥、動物の糞尿等、 <u>安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物で、当該廃棄物が雨等にさらされて汚水が発生する場合を含む。</u> ）の場合は、 <u>保管施設</u> の底面をコンクリート等で覆うなど、地下浸透を防止するための必要な措置がとられている。
	悪臭防止	□6-3 悪臭が発生するおそれのある産業廃棄物を保管する場合にあっては、薬剤の散布や密閉容器に保管する等必要な措置がとられている。
	高さの制限（非容器）	□6-4 屋内で保管する場合において、囲いが耐力上安全な構造となっている。 ※屋内であれば飛散、流出の危険性が低いいため原則高さの制限等の基準は適用されない。 □6-5 廃木製パレット等同一規格かつ安定した形状で、ある程度積上げて安定した状態を保つことが可能である廃棄物の保管について、屋内外に関わらず <u>保管施設</u> 区域内において積上げて保管する場合は、倒壊等の危険性が無い高さ（2メートル以下程度）となっている。 □6-6 囲いに廃棄物の荷重がかかる場合は、囲いの壁に線を引くなどしてその上限が明確に示されている。
保管期間	処理再生に必要な止むを得ない期間	□7-1 処分を適正に行うためにやむを得ない期間を越えて保管されていない。
<u>保管施設</u>		<p>□8-1 廃棄物の種類ごと、処理方法ごとに<u>保管施設</u>が設けられている。 ※直接処理施設に投入する場合であっても原則は同様。</p> <p>□8-2 処理前と処理後の<u>保管施設</u>は、それぞれ別に設けられている。 ※処理により再生利用可能な製品を製造する場合で、当該製品の製造には二品目以上の廃棄物を混合して処理する必要があるとき（又は処理後の廃棄物を混合することで製品となるとき）は、処理後の<u>保管施設</u>は一箇所でも可。</p> <p>□8-3 混合廃棄物で搬入されている場合であっても、分別搬入を原則とし、廃棄物の種類ごとに<u>保管施設</u>が設けられている。</p> <p>□8-4 現に混合廃棄物で搬入されている場合で止むを得ない場合（注1）は、処理前<u>保管施設</u>の表示にその旨及び保管する廃棄物の種類が全て表示されている。処理後についても廃棄物の種類が全て表示されている。また、当該混合廃棄物と処理工程は同じでも単品で搬入される場合は、別に処理前<u>保管施設</u>を設けられている（処理後も同様）。 処理を経なければ分別できない場合など。</p> <p>□8-5 連続して二つの処理を行う施設で物理的に連続した構造になっていない場合（一次処理が二次処理の前処理として許可を得ているが、一次処理後に一旦保管し、その後二次処理施設に投入する場合）、看板表示が、それぞれ処理後<u>保管施設</u>、処理前<u>保管施設</u>の二つの表示を並掲、または「一次（破砕等）処理後二次（圧縮等）処理前産業廃棄物保管施設」等当該<u>保管施設</u>の役割がわかるように表記されている。 ※一次処理の処理後<u>保管施設</u>と二次処理の処理前<u>保管施設</u>は、それぞれ別に設ける必要はない。</p>
自り法対象外自動車	（圧縮していないもの） 上方垂直3メートル以内など	□9-1 自り法対象外の自動車の <u>保管施設</u> の基準は、自り法対象自動車に準じて取り扱われている。ただし、当該自動車の形状により、準じて扱うことが危険と思われる場合を除く。

改 正 前

公道を跨ぐ 保管設備		<p>□10-1 中間処理施設に付随する保管場所が、処分後の産業廃棄物であって次に該当する場合を除き、同一事業場内に設置されている。</p> <p>① 事業場が隣接している。</p> <p>② 一体として維持管理されている。</p> <p>③ 法施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設である。</p> <p>④ ③に該当しない場合にあっては、処分後の産業廃棄物が売却されるものである。</p> <p>□10-2 事業場間の移動に際して周囲の安全に配慮するとともに収集運搬の基準のほか他法令を遵守して運搬されている。</p> <p>□10-3 公道を跨ぐ保管設備が必要最小限度の保管量となっている。</p>

# 対 照 表

改 正 後		
公道を跨ぐ 保管施設		<p>□10-1 中間処理施設に付随する保管場所が、処分後の産業廃棄物であって次に該当する場合を除き、同一事業場内に設置されている。</p> <p>① 事業場が隣接している。</p> <p>② 一体として維持管理されている。</p> <p>③ 法施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設である。</p> <p>④ ③に該当しない場合にあっては、処分後の産業廃棄物が売却されるものである。</p> <p>□10-2 事業場間の移動に際して周囲の安全に配慮するとともに収集運搬の基準のほか他法令を遵守して運搬されている。</p> <p>□10-3 公道を跨ぐ保管施設が必要最小限度の保管量となっている。</p>
その他参考		<p>□11-1 <u>その他、廃棄物の種類に応じて下記のマニュアル等の規定に従い、必要な措置を講じること。</u></p> <p>■ <u>P C B 汚染物又は P C B 処理物：収集運搬ガイドライン及び低濃度 P C B 収集運搬ガイドライン</u></p> <p>■ <u>感染性廃棄物：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル</u></p> <p>■ <u>廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物：石綿含有廃棄物等処理マニュアル</u></p> <p>■ <u>廃水銀等、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物：水銀廃棄物ガイドライン</u></p>

様式第 18 号

### 添付書類省略理由書

静岡県知事 様

住所 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名

下記の添付書類は次の理由により、その添付を省略しました。

#### 記

#### 1 省略する添付書類

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

#### 2 省略理由

上記の添付書類は次の申請書に添付したものとその内容が同一のため、その添付を省略します。

添付した申請書

